事 務 連 絡 令和 4年 4月18日

各事業者代表者 様

雨竜町総務課長 源 英博

本町における請求書等の押印省略の取扱いについて(通知)

このことについて、令和4年4月1日付けで「雨竜町届出等の押印省略に関する規則」が施行されたことに伴い、下記のとおり取扱うこととしますので、お知らせいたします。

また、押印省略とせず、従来どおり押印したうえで請求書等を提出いただくこととしても 事務手続上、差し支えありませんので、その旨申し添えます。

記

- 1 請求書の押印省略の取扱い
 - (1)押印省略の基準

令和4年度以降発注分の請求書は、請求業務責任者及び担当者の所属・氏名、連絡先 電話番号を記載した場合に限り、押印を省略とすることができます。

ただし、令和4年4月1日以降に発行する請求書であっても、<u>令和3年度の発注分</u>に係る請求書は、押印を省略することができません。

なお、請求業務責任者とは、代表取締役、または支店長や部長などの請求書発行権限 を有する者、またはその委任を受けた役職者を示します。

- (2) 押印省略とする場合の請求書の標準例
 - 押印省略とする場合の請求書標準例、及び標準的な作成方法は別紙のとおりです。
- (3)請求書の提出方法

押印省略とする場合は、郵送による提出のほか、編集が困難なデータ形式(例: PD F形式等)としたうえ、担当課が指定する電子メールアドレスへの送信をもって提出することも可能とします。

(4) その他

上記のほか、必要に応じて「請求書作成の手引」を参考としてください。

2 その他文書の押印省略の取扱い

契約手続きに関係する文書(契約書、入札書(見積合わせ通知により提出する「見積書」を含む。)、完了届、工事受渡書等。)は、今後も押印が必要となります。

連絡先:総務課企画財政担当

電 話:0125-77-2211